

ID: 3067

担当部署: ふるさと整備課

	建築行為等の許可(第3条第1項の規定による施行者及び同条第2項に規定する土地						
処分の概要	区画整理組合が行う土地区画整理事業に係るものに限り、2以上の市町村の区域に						
	係るものを除く。)						
法令名根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項						
法令番号	昭和29年法律第119号						

【基準】

法第76条第1項の規定による。

(建築行為等の制限)

- 第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあっては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。) についての認可の公告
- (2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更 についての認可の公告
- (3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告 又は事業計画の変更についての認可の公告
- (4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地 区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告
- (5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施 行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

標準処理期間	45日
備考	

設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年	月	В	